

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：日本放送協会の放送及び配信の受信に係る受信料の公平負担の確保

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

日本放送協会（以下「NHK」という。）の財源は、NHKに特定の個人、団体又は国からの財政的な支配や影響が及ぶことのないようにする観点から、税や広告収入ではなく、NHKの放送を受信することのできる受信設備（以下「特定受信設備」という。）の設置によりNHKの放送を受信することのできる環境にある者に対し広く公平に負担を求める受信料により賄う仕組みとしている。（放送法（昭和25年第132号。以下「法」という。）第64条第1項により、特定受信設備（例：テレビ）を設置した者（以下「特定受信設備設置者」という。）は、原則としてNHKと受信契約を締結する義務を負い、当該受信契約に基づき受信料を支払うこととなる。）

現在、NHKは、放送番組等のインターネット配信を、特定受信設備設置者に対する補完的・付加的なサービスとして提供しているところ、今般、放送法を改正し、放送番組等^{※1}のインターネット配信をNHKの必須業務とする予定である。これにより、特定受信設備を設置していない者もNHKの放送番組等のインターネット配信を受信することが可能となる。その受信を開始した者^{※2}（以下「受信開始者」という。）については、特定受信設備設置者と同等の受信環境にあると言えるところ、受信開始者を受信契約の締結義務の対象としなければ、受信開始者と特定受信設備設置者との間における受信料の公平な負担を確保することができないこととなる。

そこで、今回は、受信開始者を受信契約の締結義務の対象としないことにより、受信料の公平な負担が確保されない状態をベースラインとする。

※1 必須業務化の対象となるのは、①放送番組の同時配信、②放送番組の見逃し配信、③番組関連情報（放送番組と密接な関連を有するものであって、放送番組の編集上必要な資料によるもの）の配信である。

※2 通信端末機器（例：スマートフォン、パソコン）が汎用的な機器であることを踏まえ、当該機器を用いて一定の操作（IDの入力等を想定）を行った者のみが、NHKの放送番組等の受信を開始することができる仕組みとする予定。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

- ・ 近年、いわゆる若者の「テレビ離れ」に象徴されるように、視聴者の行動は、テレビからインターネット配信を通じたコンテンツの視聴や情報の取得にシフトしつつあると考えられる。（例えば、総務省情報通信政策研究所「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によれば、平日における主なメディアの平均利用時間は、2020年度に初めてインターネットがテレビを上回り、2021年度、2022年度には、その差は更に拡大している。また、休日における主なメディアの平均利用時間は、2022年度になって初めてインターネットがテレビを上回っている。）
- ・ 上記の環境下において、NHKが、公共放送として、国民・視聴者の知る権利を充足し、健全な民主主義の発達に寄与する役割を引き続き果たすためには、特定受信設備設置者以外に対しても、NHKの放送番組等を継続的かつ安定的に提供する必要があるため、放送番組等のインターネット配信を必須業務とする予定である。
- ・ この必須業務化に伴い、受信開始者は、特定受信設備設置者と同等の受信環境にあると言えるため、両者の間における受信料の公平な負担を確保しなければならない。

【課題解決手段の検討】

- ・ 現行の法第64条第1項により、特定受信設備設置者は受信契約の締結義務を負っている。
- ・ 受信開始者と特定受信設備設置者の間における受信料の公平な負担を確保するためには、受信開始者も受信契約の締結義務の対象とする必要がある。
- ・ なお、公平な負担を確保するために、（受信開始者を受信契約の締結義務の対象とするのではなく）例えば、NHKの放送番組等のインターネット配信は、単なる有料契約に基づいて提供することとするといった方法も考えられるが、こうした方法では、NHKに特定の個人、団体又は国からの財政的な支配や影響が及ぶこととなりかねず、また、NHKが公共放送としての役割を十分に果たすことができないため適当ではない。
- ・ よって、以下の規制を新たに設ける必要がある。

【規制の内容】

- ① 受信開始者を、NHK との間の受信契約の締結義務の対象とする。
- ② ①に伴い、特定受信設備設置者と受信開始者が負う受信契約締結義務の対象範囲が公平となるように所要の制度整備（例：受信開始者の受信契約の単位や申込みの方法・期限に関する事項についても、NHK が受信規約において定め、総務大臣の認可にかからしめる）を行う。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

- ・ 新たな遵守費用が発生する可能性はあるが、その算定に当たっては、まず、受信開始者の数や受信料の額等を予測する必要がある。しかし、NHK の放送番組等のインターネット配信の受信を開始するか否かが国民・視聴者の意思に委ねられており、また、既存の特定受信設備経由の契約からの切替えも発生すること等を踏まえると、受信開始者の数を予測することは困難である。また、受信料の額については、NHK が毎事業年度の収支予算を作成する中で検討し、国会が当該収支予算を承認することにより定めることとされており（法第 70 条第 4 項）、具体的な金額は必須業務化後の NHK の業務の内容（例：配信設備の整備や配信の許諾を得るための権利処理）に依存すると考えられることから、その額を予測することは困難である。以上のように、遵守費用の基礎となる数値を予測することが困難であることを踏まえると、遵守費用そのものを予測することも困難である。
- ・ また、不正確な予測値を含む算定結果の公表により、言論報道機関である NHK の自律性を損なわせるおそれがあることから、事前の算定は行わず、事後評価において、8 ⑬欄に記載した実績値を基に検証を行う予定である。

【行政費用】

- ・ 今般の法改正後に発生することとなる受信料に係る行政事務については、現状の体制において想定されている事務負担の範囲内で対応可能であると見込まれるため、新たな行政費用は発生しないと考えられる。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和でないため、該当しない。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

受信開始者を受信契約の締結義務の対象とすることにより、受信開始者と特定受信設備設置者との間における受信料の公平な負担を確保することが可能となるが、上記のとおり、その効果を定量化した上で把握することは現時点では困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

上記のとおり、受信料の公平な負担を確保することの効果定量化することが困難であることに伴い、当該効果を金銭価値化して把握することもまた困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和でないため、該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。

なお、必須業務化される業務のうち、番組関連情報の配信を行う業務については、NHKに対し、その業務規程の策定・公表、実施状況の定期的な評価を義務付けることとしているほか、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」における競争評価に係る課題の検討等を進めていくこととしている。

・ 日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/nhk_internet/index.html

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制によって追加の遵守費用が発生する可能性はあるものの、放送とインターネット配信とで受信料制度における公平な負担を確保することが可能となることから、本規制を採用することが適当であると考えられる。

なお、本規制の費用等の実績値に基づき随時検証等を行っていく予定である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

受信料の公平な負担を確保するためには、例えば受信開始者と特定受信設備設置者のいずれについても受信料を無料とすること、又は受信開始者については単なる有料契約とすることといった方法も考えられる。

ただし、前者を採用した場合には、NHKの財源が賄えなくなることが明白であり、後者を採用した場合には、NHKに特定の個人、団体又は国からの財政的な支配や影響が及ぶこととなりかねず、また、NHKが公共放送としての役割を十分に果たすことができないため、適当ではない。

よって、課題解決手段としては、受信開始者を受信契約の締結義務の対象とすることが適当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制拡充は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送ワーキンググループ」での検討結果を取りまとめた「公共放送ワーキンググループ 取りまとめ（2023年（令和5年）10月18日）」の内容を踏まえて実施するものである。

- デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送ワーキンググループ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index02.html
- 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」及び意見募集の結果の公表
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 毎年度の受信開始者の数、受信開始に紐付く受信契約数、支払率
- ・ 毎年度の特定受信設備を設置した者の数、特定受信設備設置に紐付く受信契約数、支払率
- ・ 受信料額